

「FTC3要件」を参考にした匿名化について

2013 Nov. 01 技術検討ワーキンググループ

英知法律事務所
弁護士 森 亮二



目次

- 匿名化に関する近時の提案
- FTC3要件とは何か
- FTC3要件を参考にした新たな匿名化の可能性

匿名化に関する近時の提案

「パーソナルデータの利用・流通に関する 研究会報告書」(総務省 H25年6月公表)

他の情報との連結等により再識別化の可能性がある匿名化されたパーソナルデータについては、米国FTCにおける考え方等を踏まえ、次のような条件をすべて満たす場合は、実質的個人識別性はないといえるため、保護されるパーソナルデータには当たらないとして、本人の同意を得なくても、利活用を行うことが可能と整理できると考えられる。

- ① 適切な匿名化措置を施していること。
- ② 匿名化したデータを再識別化しないことを約束・公表すること。
- ③ 匿名化したデータを第三者に提供する場合は、提供先が再識別化をすることを契約で禁止すること。

この際、匿名化により非識別化されたデータと元の識別可能なデータ(連結可能匿名化における対応表を含む。)の双方を保持・使用する場合は、これらのデータは別々に保管することとすべきである。

この場合、これらの措置が採られていることについての透明性確保の措置や上記の約束や契約が遵守されることの担保措置についても検討する必要があると考えられる。(同報告書33頁より)

規制改革会議の問題意識

ある事業者(X)が、もともと保有するデータ(元データ)と、加工等により特定の個人を識別できなくなったデータ(新データ)の両方のデータを保有し、新データのみを第三者(Y)に提供する場合において、X・Y間の契約でYによる再識別化が禁止されているときは、個人の権利利益の侵害のおそれはないのであるから、新データは「個人情報」には該当しない旨を明確化すべきではないか。



契約が遵守される担保措置について検討する必要はないか？



親会の鈴木委員提案

1. ガイドライン対応 — 現行法下での匿名化措置のルールの特明確化

現行法では、個人データを第三者提供するに際して、提供元である個人情報取扱事業者の立場において、「匿名化情報」の容易照合性判断を行わなければならない。要するに、提供元において再識別不可能な匿名化措置を講ずる必要がある。

提供事業者において元情報を保有しつつ容易照合性を失わせるためには、元情報と「匿名化情報」の1対1対応関係を失わせることが求められる。こうした措置を講じたデータをここでは再識別不可能データという。

提供元が保有する個人情報に限定する場合は、再識別不可能化措置ビジネスに有意的なデータとならない。

2. 立法措置 — 「日本版FTC3条件」の導入

上記1の匿名化措置による利用範囲の制約(限界)から、その利用範囲の拡大を図るため、FTC3条件を参考にした立法措置を講ずる。

親会の鈴木委員提案

立法措置(案)

(ア)要件

提供事業者が、本人の同意なく「特定のパーソナルデータ」(以下「提供データ」という。)を第三者に提供する場合においては、次の条件を充たさなければならない。

なお、対象情報(提供データ)の定義については、別途検討が必要である。

* 個人データ+ α (保護すべきパーソナルデータ)

① 技術的措置

「提供データ」について「合理的な技術的匿名化措置」を講ずること

(法律に基づき、第三者機関が行政基準(規則)を示す。)

* 容易照合性を喪失させる観点からの要請ではなく、提供先における再識別化リスクに対する安全管理的観点からの要請として規則を制定する。

② 提供先との契約

上記①で匿名化したデータ(以下「匿名データ」という。)を再識別化しないことを契約すること(強行法規)。



親会の鈴木委員提案

立法措置(案)(つづき)

(ア)要件(つづき)

② 提供先との契約(つづき)

提供先に再提供禁止を義務付けること、または再提供先について同様の再識別化禁止を義務付けること(強行法規)。

(法律に基づき第三者機関が規則を制定し、モデル条項を告示する。)

③ 透明性の確保

匿名データを再識別化しないことを公表すること。

(公表事項と公表方法については第三者機関が告示する。)

(イ)効果

本人の同意なく、匿名データの第三者提供(販売等)及び再識別化しない範囲での多様な情報処理を行うことができる。



FTC匿名化3要件

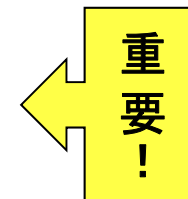
以上のとおり、匿名化に関する近時の提案は、すべてFTC3要件を参考にしようとするものである。

FTCLレポートにおける「匿名化3要件」



FTCレポート

- **FTC (Federal Trade Commission 米連邦取引委員会)とは:**
簡単にいえば、日本の公取+消費者庁。
- **問題のレポートは:**
FTCスタッフレポート「急速な変化の時代における消費者プライバシーの保護」“Protecting Consumer Privacy in an Era of Rapid Change” 2013年3月公開。同タイトルの事前報告書 (preliminary report 2010年12月公開)に対するコメントを踏まえた最終報告書
- **サブタイトル:**
「企業と政策決定者への推奨」
“Recommendations for Business and Policymakers”



FTC匿名化3要件

■ 文脈:

- 本レポートが提案するプライバシー保護のフレームワークの適用範囲をどうするか？

- PBD
- 簡単な選択を消費者に提供
- 透明性の確保...

- 事前報告書では

フレームワークは特定の消費者、コンピュータその他のデバイスに合理的にリンクしうる消費者データを取得し利用するすべての事業者に対して適用される

- 最終報告書では、対象範囲を縮小

(同上+)ただし、非センシティブデータのみを年間5000人未満の消費者から取得し、かつデータを第三者に提供しない主体には適用しない。

- 上記に加えて、対象範囲の「明確化」(clarification)として、「匿名化」3要件を提案。3要件を充足するデータは、フレームワークの適用対象外とする。¹²

FTC匿名化3要件

■ 「匿名化」3要件

- ① 企業はデータの匿名化を確保する合理的な手段を講じなければならない。
- ② 企業は、データを匿名化状態で管理・利用し、データの再識別化を試みないことを公的に約束しなければならない。
- ③ 企業がそのような匿名化データを他の会社等に提供する場合には、それがサービスプロバイダであるか他の第三者であるかを問わず、企業は、その提供先がデータの再識別化を試みることを、契約によって禁止すべきである。

この「合理的なリンク可能性基準」の「明確化」は、基準が過度に広範ではないかという懸念に対する対処のためにデザインされたものである。さらに、この「明確化」は、データが特定の消費者やデバイスにリンクする可能性がより低い形式でデータを取得し利用するインセンティブを企業に与え、そのことによってプライバシーを保護するものである。加えて、企業に対して彼らが採る手段を公式に約束させることによって、フレームワークはアカウントビリティを向上させている(本レポート22頁本文より)。

FTC「匿名化」3要件

■ 要件① 合理的な匿名化

企業はデータの匿名化を確保する合理的な手段を講じなければならない(First, the company must take reasonable measures to ensure that the data is de-identified.)

- このことは企業は、データが特定の消費者、コンピュータその他のデバイスに関する情報を推測させまたは他の形でリンクするために使われることがないという、正当化される信頼の合理的なレベルを達成しなければならないことを意味する。(中略)
- 正当化される信頼の合理的なレベルの決定は、利用可能な手法や技術を含む特定の環境に依存する。加えて、データの性質やそれがどのような目的で用いられるかも関係する。たとえば企業がデータを外部に提供するかどうかは匿名化のために取られた措置が合理的と判断されるかどうかに影響する。
- その基準は絶対的なものではなく(・・・中略)環境に応じて、匿名化のための様々な技術的アプローチが「合理的」でありうる。たとえば、データフィールドの削除または変更、十分な「ノイズ」をデータに加えること、統計的なサンプリング(statistical sampling)、集計データや統合的データ(aggregate or synthetic data))の使用などである(本レポート21頁本文)。



一定の基準が提案されているわけではなく、様々な要素によって「合理的な手段」かどうかが決まる。

FTC「匿名化」3要件

■ 要件② 再識別化しない公的な約束

企業は、データを匿名化状態で管理・利用し、データの再識別化を試みないことを公的に約束しなければならない(Second, a company must publicly commit to maintain and use the data in a de-identified fashion, and not to attempt to re-identify the data.)

- こうすることによって、企業がデータの再識別化の手段を採る場合には、その行為は**FTC法5条**による提訴の対象となる。



不公正・欺瞞的な行為・慣行は違法。FTCはこれに対して、行政的・司法的手段をとることができる。

- 再識別化をしないと約束したのに、それを守らないことは、不公正・欺瞞的として、FTC法5条による提訴の対象となる。FTCは裁判所において差止や民事罰、損害賠償請求を求めることができる。
- 企業にとっては、ビジネス的にも風評面でも大きなリスク・・・



日本法には、FTC法5条に相当するものがないので、現行法では要件②は使えない。

FTC「匿名化」3要件

■ 要件③ 下流に対して契約で再識別化を禁止する

企業がそのような匿名化データを他の会社等に提供する場合には、(中略)企業は、その提供先がデータの再識別化を試みることを、契約によって禁止すべきである。

(Third, if a company makes such de-identified data available to other companies ... it should contractually prohibit such entities from attempting to re-identify the data.)

- データについて譲渡その他の提供を行った企業は、**契約条項が守られていることの監視と、違反があった場合に適切な措置を取る**ことについて、**合理的な監督を行うべきである** (should exercise reasonable oversight...)。



- 「べき」論としては確かにそうすべきだが、契約が遵守されることの担保措置(総務省パーソナルデータ報告書)があるのかよく分からない。その点で要件②とは違う。
- 佐藤委員の指摘 → 安全管理措置としての委託先の監督の場面とはお金の流れが逆。
- 「合理的な監督」についても公的に約束させるという趣旨なのか？



少なくとも日本法においては、要件③の実効性は不明

FTC3要件を参考にした匿名化措置の 可能性



考え方

- FTC3要件は、**匿名化措置**と**法的仕組み**の合わせ技で法規制の対象外となる情報を作りだそうとするもの



- その意味では、FTC3要件のうちの**法的仕組み**のうち②はわが国にはなく、③は実効性が不明である。



- FTC3要件における**匿名化措置**の要件である①についても、特定の匿名化技術や水準が想定されているわけではなく、合理的かどうかは個々の具体的な状況に依存するとされる。








- FTC3要件は、法律でもガイドラインでもなく、「ビジネスとポリシーメーカーへの推奨」でしかない。実施を前提とした**具体的基準**を備えているわけではないのでは？



- **具体的状況**に応じて、**匿名化措置**を変更するようなことが可能なのか？特に**法的仕組み**が弱く、**匿名化措置**の安全性に依存する場合はどうか？

考え方

- 
- **具体的状況**の変化に関わらず、十分な**匿名化措置**または**法的仕組み**というものを考えることは可能ではないか。
- 
- このような場合、もともと「合わせ技」であった両者の一方が他方をカバーする余地も出てくる。
- 
- **匿名化措置**一本で、個人情報保護法の第三者提供に関する規制を回避することは、現行法上可能。具体的には、提供元において提供するデータの識別性が失われる(提供元自身にとっても)措置をとればよい。
- 
- もう一方の「端」として、法改正によって「強力な**法的仕組み**」を作り出し、これで全体をカバーすることもあり得る。この場合、**匿名化措置**は簡単なものでいいことになる。
- 
- もちろん、全体的な評価は親会がすること。本WGとしては、「強力な**法的仕組み**」を前提とする簡単な**匿名化措置**のリストを紹介すればいいのではないか。¹⁹

ご清聴ありがとうございました
